

報告第 1 号

平成 1 6 年 1 1 月 2 8 日

西松浦地区合併協議会 様

西松浦地区合併協議会

幹事長 江 崎 幹 夫

第 2 回幹事会における協議等の結果について(報告)

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日に第 2 回幹事会を開催し、協議及び調整を行いましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第 6 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 第 3 回協議会協議事項について

確認事項 第 3 回協議会へ提案する協議事項について、協議第 29 号「高齢者福祉事業の取扱い」、第 30 号「児童福祉事業の取扱い」、第 31 号「社会福祉事業の取扱い」、第 32 号「保健衛生事業の取扱い」、第 33 号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」についての提案内容及び参考資料を調整しました。

2 . 新町建設計画について

確認事項 新町建設計画策定に係る業務仕様等について、協議・調整しました。

3 . 今後の日程について

確認事項 今後の協議会・幹事会及び部会の日程について、開催日時等を調整しました。

平成 16 年 11 月 28 日

西松浦地区合併協議会

会長 岩 永 正 太 様

議会の定数及び任期検討小委員会

委員長 田 代 正 昭

第 2 回議会の議員の定数及び任期検討小委員会における
協議等の結果について

平成 16 年 11 月 22 日に第 2 回会議を開催しましたので、西松浦地区合併協議会小委員会
規定第 7 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1、定数及び在任特例の確認

定数及び在任特例は適用しないことで確認しました。

2、選挙区の設置及び定数について

両町議会の報告として、有田町議会は選挙区を設けないで、定数 20 人から 22 人との
報告があり、西有田町議会では、第 1 回に限って選挙区を設けて欲しいという意見が 8
名(他あり)、定数については 20 人以下が 6 名(他あり)あったとの報告がありました。

これを受け、協議に入り、委員の意見として、今回だけは小選挙区を設けてみてはど
うだろうか、との意見もありましたが、ひとつのまちを作ることを考慮し 1 選挙区で行
うべきとの意見や 1 選挙区が合併であり、新議員は窯業だけ、農業だけを考えてもらっ
ては困る。新しい町への取り組みが必要である等の意見が大半を占めました。

この中で、西有田町議会委員から再度西有田町議会に持ち帰り報告したいとの意見が
あり、西有田町議会の回答を待って、最終結論とすることになりました。

3、報酬の方向性について

報酬の方向性については、有田・西有田の現在報酬額の例により、合併までに行われ
る報酬審議会へ提案することで決定しました。